

令和2年4月3日

保護者様

大阪府立住之江支援学校
校長 南 晃 二

新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の児童生徒の居場所確保について

春季休業明けに引き続き、4月8日（水）～5月6日（水）までの間、臨時休業措置となっていました。保護者のみなさまには、3月2日以降の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対するご対応、深く感謝いたしております。この度の臨時休業に際しましても、引き続き不要不急の外出を控え手洗いをこまめに行うなど、日ごろから感染予防並びに感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

国におきましては、臨時休業が感染拡大防止に必要と判断した一方、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒がいることを想定し、福祉サービスの活用ができるよう居場所確保のための措置を行っております。現在の状況を踏まえた本校の対応についてお知らせいたします。

- ① 地域の障害福祉サービス（児童デイサービス）にご相談されているかと思いますが、利用できない状況があるなどお困りの状況があれば教えてください。内容を踏まえ、福祉窓口等への情報提供等のご協力に努めます。
- ② それでもなお居場所確保が困難な場合は学校に居場所を設けます。
 - (1) 居場所を設定する日時
4月10日（金）、4月15日（水）、22日（水）の午前10時～午後3時。
※入学式及び臨時休業中の登校日は除いています。
※通学バスの運行はありません。
※学校まで公共交通機関で送迎されることを想定し、混雑する時間をさけています。
 - (2) 登下校は保護者の引率に限ります。
 - (3) 各自、昼食をご持参願います。登校後の購入にならないようあらかじめご準備ください。
 - (4) 発熱や風邪の症状がある場合は受け入れできません。毎朝の検温・健康観察をお願いします。
 - (5) 授業を行うことはできません。活動内容や場所が通常とは違い制限されます。
 - (6) 一日の生活に必要なものをご持参いただき、持ち帰りいただきます。
 - (7) 本校関係者が感染もしくは濃厚接触の可能性が生じた場合は居場所の開設ができなくなります。
 - (8) ご希望がある場合は2日前の12時までに本校教頭までご連絡ください。

【連絡先】大阪府立住之江支援学校

教頭 高田・石原

電話 06-6683-2622